

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第174号

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を改正する規則

京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者福祉法」を「障害者自立支援法」に、「第17条の5第5項」を「第19条第1項」に、「居宅支給決定身体障害者」を「支給決定を受けた身体障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者をいう。）」に、「身体障害者短期入所」を「短期入所」に、「第4条の2第4項」を「第5条第8項」に、「居宅生活支援費」を「介護給付費」に改める。

第2条中「身体障害者短期入所」を「短期入所」に、「第17条の4第2項第2号の規定により市長」を「第29条第3項に規定する厚生労働大臣」に、「算定した額」を「算定した費用の額及び身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額の合計額」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)